

入札説明書

この入札説明書は、本入札公告に関し、一般競争（総合評価落札方式）に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない競争入札参加資格の確認等に係る手続きを明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告のとおり

2 競争参加資格

次のいずれをも満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加地域が「東北」又は「関東・甲信越」、営業品目が「調査・研究」に登録されている者であること。

- (3) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。

共同事業体として参加する場合は、令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、共同事業体の代表者は「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目が「調査・研究」に登録されている者、共同事業体の構成員は「東北」又は「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、証明書等の提出期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

なお、共同事業体の代表者及び構成員は、他の共同事業体の構成員となること、若しくは単独で参加することはできない。

- (4) 空間線量率調査、放射性物質濃度調査等に係る実績を有し、その証明ができる者であること。

- (5) 次に掲げる放射線関係の国家資格保持者又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者、又はこれに準ずる者を放射線管理者として当該業務に配置できること。また、放射線管理者には、関係請負人の労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。

ア 第 1 種放射線取扱主任者又は第 2 種放射線取扱主任者

イ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコ

- ース)、旧放射線管理コース、旧 R I・放射線初級コース、旧 R I・放射線
上級コース
- ウ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響・
防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- エ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- オ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測
講座
- カ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習
- キ 上記ア～カの受講者又はこれに準ずる者が下記の 3 に示す申請書の提出日に
直接的な雇用関係がある者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資
料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、関
東森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停
止措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に
基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日
付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に
対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、
農林水産省発注工事等から排除要請があり、又は、当該状態が継続している者で
ないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなさ
れている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の
申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く)でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない
こと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合
を除く。)。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が
更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一
方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若し

くは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であつて、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(10) 当該業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合であつて、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

3 競争参加資格の確認及び申請書等の提出

- (1) 本入札に参加希望者は、上記 2 に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、上記 2 の (2) の資格を有することを証明する書類(「資格審査結果通知書」(全省庁統一資格)の写し)及び上記 2 の (4)、(5)に関する書類等を電子調達システム等により令和 7 年 6 月 20 日 16 時までに提出し、支出負担行為担当官から競争資格の有無について確認を受けなければならない。2 (5) について、当該技術者が直接的な雇用関係にあることを証明するに当たって健康保険証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。
- (2) 競争資格の有無の通知の受領までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (4) 申請書等の提出は、以下により提出すること

○提出書類

上記 3 (1) に示した競争参加資格を証明する書類のほか、入札説明書のうち「応札資料作成要領」に定めるところにより、誓約書、提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧及び提案書を提出しなければならない。

提案書は、別紙「仕様書」第 5 章において「企画提案事項」としている各事項について応札資料作成要領等に従い作成すること。

○提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上で PDF ファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

入札公告 4 (1) イ) の場所に、持参又は郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る。)すること(提出された申請書等については返却しない)。

競争参加資格の確認に係る書類の合計ファイル容量が 10MB を超える場合に、下記の①から④の内容を記載した書面(様式は自由)を電子調達システムより送信し、競争参加資格の確認に係る書類は、入札公告 4 (1) イ) に記載の提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る、提出期限必着。)すること。

なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。

① 持参又は郵送で提出する旨の表示

- ② 持参又は郵送で提出する書類の目録
- ③ 持参又は郵送で提出する書類のページ数
- ④ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

(1) ファイル形式

電子入札システムにより提出する競争参加資格の確認書類のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル等
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル LZH 形式

(2) 提出期間以降における競争参加資格の確認書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 承諾を得て紙により提出する場合は、提出資料のほか、競争参加資格の有無を通知する返信用封筒(長3号)を、申請書及び確認資料と併せて提出すること。返信用封筒には、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円分)の切手を貼付すること。

(4) 申請書は、別紙「入札参加申請書」により作成すること。

○提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年6月3日午前9時00分から令和7年6月20日午後4時00分まで
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

イ 紙入札システムにより参加する場合

令和7年6月3日午前9時00分から令和7年6月20日午後4時00分まで
(ただし、行政機関の休日を除く。)

(5) 申請書等作成説明会については、原則として実施しない。

(6) (4)の期間内に申請書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む)又は申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。抽象的内容の記載は認めない。

(7) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

4 競争参加資格の確認通知等

競争参加資格の確認は、確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、電子調達システムによる申請者には電子調達システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について令和7年6月23日17時までには通知する。

5 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年6月27日16時まで

② 提出場所：入札公告4(1)イ)に示す場所

③ 提出方法：持参又は郵送による。（郵送による場合は提出期限必着）

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年7月2日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面は、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和7年7月7日から令和7年8月8日までの休日を除く毎日9時から17時まで。

② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式は自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

② 提出場所：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送による。（郵送による場合は提出期限必着）

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立があった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立が認められないときは、苦情の申立に根拠が認められないと判断された理由

② 申立が認められると判断されたときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

6 入札説明書及び仕様書に対する質問

この入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、令和7年6月12日午後4時までに入札公告4(1)イ)に示す場所に書面により提出すること。（様式自由、メール可）

質問が提出された場合、その質問及び回答については、関東森林管理局のホームページに掲載する。

7 総合評価に関する事項

総合評価の方法、評価項目、技術点の算定等については別紙「応札資料作成要領等」のとおり

8 提案書等の審査

(1) 入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基準点に満たなければ不合格となる。

(2) 技術提案等に関する審査及び評価

技術提案書及びその履行確実性の審査及び評価は、本事業の入札にあたって設置する技術審査委員会において行う。技術提案書の審査にあたっては、技術提案の妥当性、実現性について評価する。

(3) 評価内容の担保等

- ① 入札時に提示された技術提案については、業務完了後において、その履行状況について検査を行う。
- ② 業務の検査において、入札時に提案された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案について履行に係る部分は、業務完了後においても引き続き存続するものとする。
- ③ 技術提案を適正と認めることにより、仕様書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ④ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

(4) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリング

- ① どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 履行確実性の審査・評価に関する追加資料の作成及び提出並びに履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。
- ③ 提出された追加資料は、返却しない。
- ④ 提出された追加資料の差替え及び資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料がない場合は、資料の不備として提出がなかったものとみなす。

9 その他

(1) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(2) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関

係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。